

主な議案 6月 定例会

今回は、刈谷市条例等の一部改正についてなど議案20件と報告案件など7件が審議されました。質疑については、本会議で報告された各委員会の委員長報告を中心に、要約して掲載します。

報告案件

■平成27年度継続費の繰越しについて

継続費とは、数年度にわたり予算を支出するもので、完了までに期間を要する事業に適用します。

経費の総額や年割額はあらかじめ決められています。事業の進行状況により、順次繰り越して支出します。

◇一般会計◇

・小垣江東小学校大規模改修事業

・刈谷東中学校改築事業
・特別支援学校建設事業

継続費の総額

28年度への繰越額 29億9,330万7千円

8億4,688万円
■平成27年度繰越明許費の繰越しについて

繰越明許費とは、天候不順、交渉の不調などにより事業の完了が遅れた場合、翌年度に限り予算を繰り越して支出できるものです。

◇一般会計◇

個人番号通知・個人番号カード交付事業など24件

繰越総額

9億2,575万1千円

◇特別会計◇

下水道事業特別会計

繰越額

2億5,648万3千円

単行議案

■固定資産評価員の選任について

前任者の辞職に伴い、次の方を選任することに同意しました。
加藤 雄三 氏

刈谷市半城土中町

■人権擁護委員の候補者の推薦について(1名増員)

前任者が平成28年9月30日で任期満了となるので、次の方を推薦することに異議ない旨、答申しました。(任期3年)

久米 幸夫 氏(1期目)

刈谷市元町

杉浦 静 氏(1期目)

刈谷市小垣江町

神谷 智子 氏(1期目)

刈谷市宝町

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を守るため、法務大臣より委嘱されています。市長は議会の意見を聞き、法務大臣に推薦します。

■訴えの提起について

一定期間家賃等を滞納し、支払いに応じていない者に対して、市営住宅等の明渡し及び家賃等の支払いを求めるため訴えを提起します。

■問 対象者への対応状況は。

■答 最も多い人で電話や郵便による催告30回、臨戸訪問を26回行うなどの対応をしている。

■問 滞納が高額とならないための対策は。

■答 家賃等の口座振替ができなかった場合、翌月の中旬には納付書を送付する。それでも納付がない場合は催告書を送付している。それでもなお、支払いがない場合は臨戸訪問を行い、家賃の徴収、納付指導を行う。

■工事請負契約の締結について

(仮称)刈谷市立特別支援学校建設等(建築・電気・管工事)

小垣江東小学校の増築・改修工事等とともに学校敷地内に(仮称)刈谷市立特別支援学校を建設します。

①建築工事、②電気工事、③管工事
請負契約金額
①8億5,536万円
②1億7,172万円
③2億6,119万8千円

契約の相手方

①サンエイ株

②株松島電気工事

③中央プランテック株

工期

平成29年12月15日まで

■問 3つの工事で約12億9,000万円掛かることになるが、建設費は当初計画と照らし合わせて妥当な金額となっているか。

■答 小垣江東小学校の大規模改修工事などもあわせて行っている。特別支援学校関連の費用は約9億4,000万円、当初の見込みとほぼ同額である。



平成30年4月の開校を予定(特別支援学校イメージパース)

条例議案

■刈谷市条例等の一部改正について

医療費控除の対象に特定一般

用医薬品の購入費を追加

■問 医療費控除の特例制度が導入された目的は。

■答 医療費の増大を抑えつつ、個人による健康管理を推進するためである。

■問 特定一般用医薬品とは。

■答 医療用から一般用として転用され、薬局などで購入が可能となる医薬品である。



平成29年1月1日から平成33年12月31日までの医薬品購入費が対象

■問 具体的な販売名は。

■答 6月中・下旬に厚生労働省のホームページなどで公表されることになっている。

■問 控除の適用要件は。

■答 健康診断や予防接種などを受けた方が特定一般用医薬品を年間1万2,000円以上購入した場合、その超えた額が所得控除の対象となり、上限は8万8,000円である。なお、控除を受けるには確定申告が必要で、現行の医療費控除との併用はできない。

■刈谷市国民健康保険条例の一部改正について

軽減措置を拡充するとともに保険税負担の均衡を図る

■問 改正のねらいは。

■答 低所得者対策として、保険税軽減の措置を拡充すること

や、高所得者層の保険税負担を引き上げ、中間所得者層の負担を和らげることで保険税負担の均衡を図るためである。

■問 対象となる世帯は。

■答 世帯構成によって異なるが、収入約1,000万円を超える世帯が対象となる。

■問 軽減措置の拡充に比べ、課税限度額の引き上げが1年遅れで施行されるのはなぜか。

■答 第1期の納付期限は7月末であり、議決後からの期間が短く周知が十分に図れないため、適用を翌年度からとした。

補正後の予算総額(一般会計) 557億8,174万3千円
補正後の予算総額(全会計) 882億8,255万円

主なもの

○B型肝炎予防接種の定期接種化に伴い、医療機関での個別接種を実施する。 2,737万円

■問 定期接種化の目的は。

■答 乳幼児期に感染が懸念される、家族内や施設内などにおける水平感染(接触や飲食物などを介しての感染)の防止である。

○衝突被害軽減ブレーキ装置等を搭載(詳細3ページ)する自動車を購入する高齢者(65歳以上)に対し、購入費用の一部を補助する。 3,300万円

陳情の結果

今回市民の皆さん等から提出された陳情4件は、関係する委員会などで審査された結果、いずれも不採択となりました。(陳情)

▼憲法をいかにして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情 不採択

▼憲法をいかにして働く者の権利を守ることを求める陳情 不採択

▼社会福祉法人が運営する認可保育園が祝日保育を行う場合、市は独自の補助をすることを求める陳情 不採択

▼刈谷市長は刈谷城一部復元30億円に関して刈谷市民とタウンミーティングを開催することを要望する陳情 不採択

補正する額(一般会計) ▲5億4,825万7千円

補正予算議案

補正予算議案は、全議員で構成する予算審査特別委員会を経て、企画総務、福祉産業、市民文教の各分科会で審査されました。

6月24日に再度予算審査特別委員会を開催し、各分科会での審査結果を各分科会委員長より報告を受けました。

補正する額(一般会計)

▲5億4,825万7千円

●軽減措置を拡充するもの(平成28年度課税から)

(1) 5割軽減の対象となる世帯

改正前	33万円+26万円×被保険者数
改正後	33万円+26.5万円×被保険者数

(2) 2割軽減の対象となる世帯

改正前	33万円+47万円×被保険者数
改正後	33万円+48万円×被保険者数

※金額は軽減対象となる世帯の所得基準額(世帯の合計所得)